

尾張旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

専決処分の承認を求めることについて

討論要旨 山下幹雄議員

専決処分の承認賛否案件であります。特に国民健康保険税に関しまして、私の議会における一貫した姿勢として、討論せずに手を挙げるわけにはいかないという思いで登壇させていただきました。

まず、本市担当事務、市長専決は、状況的判断としてやむなしと考えました。国保会計の状況は、増え続ける医療費、そして基金の枯渇、本年度は、一般会計からの繰入れ等大変厳しい状況は行政担当のみならず、議会を含め、政治指導者誰もが憂う状況に入りました。

本条例改正も地方税法施行令の一部改正に伴い国民健康保険税の課税限度額の改定を緊急に行う必要があったという説明です。中身は、私の主観的しんしゃくとして、税金は取れるところからなるべく多く取ろうという内容にほかなりません。厚労省は、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有するための議論を進めていると言っています。

今後もこのような無策増税が続くことが懸念されます。本条例改正のような足りなくなるからといって場当たりの資金調達、とても理解を示すことはできません。我が日本維新の会は、社会保障の包括的・一体改革が必要と訴えております。議論をそうして進めてまいりました。今こそ大改革が必要であることを提言し、討論の結びといたします。